

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託
プロポーザル評価基準

1 趣旨

この基準は、鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託に係る参加者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

審査及び評価は、鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会において次のとおり行う。

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員は、参加者からの提案内容やプレゼンテーションを基に、別紙「鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託評価基準表」で採点を行い、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

(1) 最低基準点

最低基準点は350点（審査委員7名の合計点数の5割）とし、審査委員の合計点数が最低基準点以上を得られなかった場合、契約候補者として選定しない。

(2) 順位の決定方法（合計点数が同点となった場合の取扱い）

各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とし、合計点数が同点となった場合は参考見積価格が最も低い者を契約候補者とする。

(3) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者の場合でも、選考を実施する。

(4) 参加者が8者以上の場合の取扱い

参加者が8者以上の場合は、参考見積価格により1次審査（書類審査）を行い、上位7者を選定する。

3 評価基準（評価項目、評価の視点、配点、配点基準等）

別紙「鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託評価基準表」のとおり

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託評価基準表

評価項目・評価の視点	配点	配点基準				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 事業者に関する事項（配点20点）						
(1) 直近5年間において、総合基本計画策定業務の請負実績がある。	10点	10	7	5	2	0
(2) 支援体制に関し、総合基本計画策定の豊富な経験を持つ管理責任者及び担当者が業務量に応じて適切に配置され、役割が明確で市の負担を軽減するような提案ができる体制が整っている。	10点	10	7	5	2	0
小計		/20点				
2 参考見積価格（提案金額）に関する事項（配点10点）						
価格評価は、提案限度額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。						
(1) (最低見積価格) 以上、(最低見積価格+A) 未満⇒極めて良好 (最低見積価格+A) 以上、(最低見積価格+A×2) 未満⇒良好 (最低見積価格+A×2) 以上、(最低見積価格+A×3) 未満⇒普通 (最低見積価格+A×3) 以上、(最低見積価格+A×4) 未満⇒やや不十分 (最低見積価格+A×4) 以上、(提案限度額) 以下⇒不十分	10点	10	7	5	2	0
小計		/10点				
3 企画提案書等に関する事項（配点50点）						
(1) 業者の実績や経験等を踏まえ、計画策定に係る配慮する点や、全体的な視点を盛り込んだ提案である。	10点	10	7	5	2	0
(2) 本市の行財政課題を分析し、行財政課題を踏まえた今後の市政の在り方についての提案である。	10点	10	7	5	2	0
(3) 市民参加・職員参加に関する効率的な提案や、市情報発信の内容について独創的な発想の提案である。	10点	10	7	5	2	0
(4) 本市の将来人口や土地利用について、各種要因を考慮した的確な提案である。	10点	10	7	5	2	0
(5) 本市の地方版総合戦略について、本市の課題を踏まえた提案である。	10点	10	7	5	2	0
小計		/50点				
4 プレゼンテーションに関する事項（配点20点）						
(1) プレゼンテーションにおいて、業務知識を十分に活かし、ポイントをおさえた分かりやすい説明である。	10点	10	7	5	2	0
(2) 質疑応答において、的確な対応がされている。	10点	10	7	5	2	0
小計		/20点				
合計		/100点				